

令和6年10月22日

岡山県経営者協会 会長 殿

岡山労働局長

「年収の壁・支援強化パッケージ（助成金）」に関する周知について（協力依頼）

労働行政の運営につきましては、平素より格別のご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、短時間労働者においては、従前よりいわゆる「年収の壁」による手取り収入の減少等を理由に就業調整が行われている実態があります。一方で、近年企業の人手不足感が高まりその対応が急務となる中、政府は当面の対応策として、「年収の壁・支援強化パッケージ」（令和5年9月27日全世代型社会保障構築本部決定）を実施しているところです。

このような中、社会保険においては、本年10月1日より適用の要件の1つである企業規模が101人以上から51人以上に適用拡大され、また、当局では、10月2日から岡山県最低賃金の大幅な改正（50円アップ：982円）を行いました。

これらの状況により、就業調整を行う動きもみられ、企業における人材不足が更に加速することが危惧されます。

加えて、賃金引上げの流れを継続させ、とりわけ短時間労働者にも波及させていくためには、本人の希望に応じて可能な限り労働参加できる環境が重要であり、さらには企業の負担軽減も必要であると認識しております。

つきましては、本件趣旨をご理解いただきまして、「年収の壁・支援強化パッケージ」におけるキャリアアップ助成金（社会保険適用時処遇改善コース）をぜひ活用いただきたく、周知広報へのご協力方、何卒よろしくお願い申し上げます。

●周知用資料〔リーフレット〕

- ① キャリアアップ助成金「社会保険適用時処遇改善コース」の概要

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/kyufukin/syakaihoken_tekiyou.html



- ② 社会保険適用時処遇改善コース 活用事例 ※6例あります。

<https://www.mhlw.go.jp/content/001297244.pdf>



③ パート・アルバイトの方向け社会保険加入のメリット

<https://www.mhlw.go.jp/content/001189601.pdf>



④ 配偶者手当を見直し検討のフローチャート

<https://www.mhlw.go.jp/content/001158767.pdf>



また、以下の Web サイト「キャリアアップ助成金「社会保険適用時処遇改善コース」

(https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/kyufukin/syakaihoken_tekiyou.html)」

において、本助成金の詳細な内容等を掲載しておりますので、広報誌やホームページなどにより、同ページの周知・広報にご協力をいただきますようお願いいたします。